

新しい生活スタイルに向けて

資料3-1

対策が長期化する中、感染拡大防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活スタイル(様式)」の普及を促進します。

市民の皆様等による実践(例)

<共通の取組>

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けましょう
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避けましょう
- 症状がなくてもマスクを着用しましょう
- 家に帰ったら、まずは手や顔を洗いましょう
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗いましょう
- 毎朝、体温を測定し、体調管理を
- 遊びに行くときは、屋内より屋外を選びましょう
- 帰省や旅行など、他府県への不要不急の移動は控えましょう
- 特に、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えましょう
- 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理を厳重に



<娯楽, スポーツ等>

- 公園はすいた時間に行きましょう
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は、距離をとりましょう
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用しましょう
- 狭い部屋、施設での長居は避けましょう
- 歌や応援は、十分な距離かオンラインで
- 接待を伴う飲食店等の利用は控えましょう

<公共交通機関の利用>

- 朝夕の通勤通学ラッシュ時の利用は控えましょう
- 車内や駅構内等では人との距離を空けましょう
- 車内等での会話は控えめに
- 徒歩や自転車利用も併用しましょう

<食事>

- 持ち帰りやデリバリーを利用しましょう
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく、横並びで座りましょう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに



新しい生活スタイルに向けて

事業者の皆様による実践(例)①

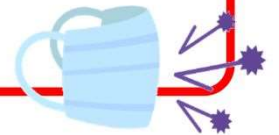
「施設運営」における対策



以下は主要例ですが、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、徹底した対策をお願いします。

<共通の取組>

- 人と人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けましょう
- 職員や来場者、お客様にマスク着用の周知
- 換気を徹底しましょう
- 入口・施設内へ消毒設備を設置しましょう
- 発熱者等には施設へ入場しないように呼びかけ
- 混雑時は来場者の入場規制を
- 窓口に仕切り板を設置しましょう



<食事提供施設>

- 営業時間は午後10時まで、酒類の提供は午後9時まで
- 座席の間にパーテーションを設け、座席の間隔を十分に開けましょう
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛を
- 客入換えのタイミングで適切な消毒、清掃の実施を
- 客同士での大声の会話が行われていないことを確認できる状態にしましょう
- 滞在時間が短くなるように工夫しましょう

<商業施設>

- レジ等では人と人との間隔を空けましょう(床に印をつける等)
- 従業員と客の間や客と客の間に仕切り板の設置を徹底
- 滞在時間が短くなるように工夫しましょう
- ピーク時の来店を控えるように呼び掛けましょう

新しい生活スタイルに向けて

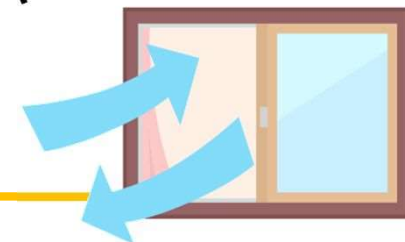
事業者の皆様による実践(例)②

「働き方の新しいスタイル」の実践

以下は主要例ですが、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、徹底した対策をお願いします。

<事業所内での感染予防>

- テレワーク(在宅勤務)やローテーション勤務を積極的に導入しましょう
- テレビ会議の活用を
- 時差出勤を実施し、通勤時の人との接触を回避しましょう
- 席と席の間隔を確保しましょう
- マスクの着用を徹底しましょう
- 定期的な換気・消毒を
- 従業員の健康に注意し、体調の悪い従業員は自宅待機や医療機関への相談を徹底しましょう



新しい生活スタイルに向けて

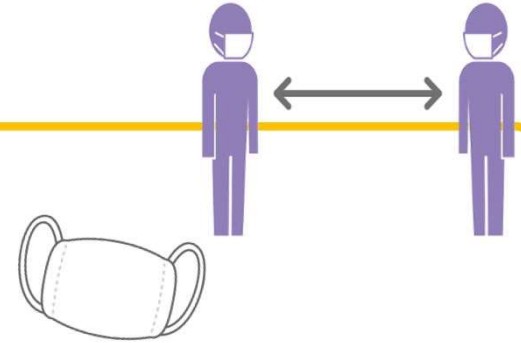
京都市役所における実践(例)

施設運営・事業における実践

京都市においても、感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染しない、うつさないための「新しい生活スタイル」の取組を進めます。

<市バス・地下鉄>

- こまめな換気の徹底
- 車両のつり革、手すり等の定期的な消毒
- 地下鉄車内及び駅構内における啓発放送の実施
- 運転士、駅職員等の感染防止の徹底



市民・事業者への分かりやすく丁寧な情報発信

感染拡大を予防する「新しい生活スタイル(様式)」の市民、事業者の皆様への普及を促進します。

<情報発信媒体>

- 京都市情報館(ホームページ), SNSによる迅速な情報発信
- 市民しんぶん等の様々な広報媒体, 本市所管施設, 車両等の活用
- 市バス・地下鉄の車内及び駅広告枠(デジタルサイネージ等)の活用

<情報の取り扱い>

- 市民・事業者の行動変容の「分析」と「見える化」
- 業界団体等を通じた事業者への要請(業種別ガイドラインの実践等)